

海外募集型企画旅行条件書

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

<本旅行条件書の意義>

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面および同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行はららぽーとエージェンシー(株) (以下「当社」といいます) が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます。) を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面 (最終旅行日程表) 及び当社旅行業約款募集方企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます。) の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み

- ららぽーとエージェンシー株式会社 (以下「当社」といいます。) に当社所定の旅行申込書 (以下「旅行申込書」といいます。) に所定の事項を記入の上、下記のお申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また第4項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

申込金 (おひとり)
旅行代金の20%以上旅行代金まで

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

※上表内の「旅行代金」とは第8項の「基準旅行代金」をいいます。

- 当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- 「旅行申込書」にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正等が必要になります。この場合、当社らはお客様の交代の場合に準じ、第26項のお客様の交代手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15

項の当社所定の取消料をいただきます。

3. 申込条件

1. 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合がございます。
2. a. 身体に障害をお持ちの方、 b. 健康を害している方、 c. 妊娠中の方、 d. 補助犬使用の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
3. 特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
4. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
5. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
6. お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
7. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
8. お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
9. お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
10. お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
11. その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行契約の成立時期と契約書面のお渡し

1. 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。
2. 当社らは本項(1)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
3. 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、最終旅行日程表に記載することによります。
4. 当パンフレットの旅行代金未定のコースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。
5. 申込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承認を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社らは申込金相当額を申し受けます。ただし、「当社らがお申込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果としてお申込みを承諾できなかった場合」は当社らは当該申込金相当額を払戻いたします。
6. 本項5. の場合で、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社らがお客様の申込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するものとします。
7. お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった場合「申込金」として取扱います。
8. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。
 - (1) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
 - (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らも責任を負うものではありません。
 - (3) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社らは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）

1. 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
2. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
3. 通信契約の申し込みに際し、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
4. 通信契約による旅行契約は、当社らが申込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社らが e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
5. 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
6. 当社らは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
7. 携帯情報端末ならびにインターネット等の IT 関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供した時は、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
8. 会員の通信機器に前 7. に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

6. 確定書面（最終旅行日程表）

第 4 項 2. の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面（最終旅行日程表）を遅くとも旅行開始の前日までにお渡しいたします。（原則として旅行開始の 10 日前～ 7 日前にはお渡しするよう努力いたしますが年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。）但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送を含みます。又、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ当社らは手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金のお支払い期日

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 21 日前にあたる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
2. 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

8. 基準旅行代金

「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額」を加算し、「割引代金として表示した金額」を減額した代金をいいます。この基準旅行代金は、第2項の「申込金」、第15項1.の「取消料」、第16項2.の「違約料」、および第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

9. 追加代金と割引代金

1. 第8項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます。)
 1. お1人部屋を使用される場合の追加代金
 2. パンフレット等で当社が「グレードアッププラン等」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
 3. 「食事なしプラン」等を基本とする場合で「食事つきプラン」等を選択した場合の差額代金
 4. パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 5. パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
 6. その他パンフレット等で「〇〇〇〇追加代金」と称するもの(アーリーチェックイン追加代金や航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金)
2. 第8項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)
 1. パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人当りの割引代金
 2. その他パンフレット等で「△△△割引代金」と称するもの

10. こども代金と幼児代金追加代金と割引代金

こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上12歳未満のお子様に応用されます。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用します。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準になる場合があります。

11. 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金。尚、運新・料金はコースコースにより等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります。
2. 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)

3. 旅行日程に明示した観光の料金（バス等の料金・ガイド料金・入場料金等）
 4. 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金（旅行日程に「お客様負担」と表記している場合を除きます。2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
 5. 旅行日程に明示した食事料金（機内食は除きます。）及び税・サービス料金。
 6. お1人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なります。また利用航空会社により別途受託手荷物運搬料金が必要となる場合があります。）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。
 7. 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）但し、一部の空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
 8. 添乗員付きコースの添乗員の同行費用。
 9. 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）（但し、旅行代金に含まれない旨、別途明示している場合を除きます。）
- 上記1.～9.についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

12. 旅行代金に含まれないもの

第11項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

1. 超過手荷物料金（既定の重量・容積・個数を超過する分について）
2. クリーニング・電話等通信料金、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
3. 傷害、疾病に関する医療費
4. 渡航手続関係諸経費（旅券印紙・証紙料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行号取扱料金等）
5. 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等
6. 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
7. 日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税
8. 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
9. お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合にそれに伴う諸経費、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物、紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用

13. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、

お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

14. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

1. 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
2. 当社は本項1. の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項1. の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
3. 第13項に基づく契約内容の変更により、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の増加又は減少が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。（費用の増加が運送、宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）
4. 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。たとえば、複数でお申し込みいただいたお客様の一方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

15. お客様の解除権

1. お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。尚、「旅行契約の解除期日」とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準といたします。

<表>取消料

1. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース（貸切航空機を利用するコースを除く）

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、40日目を降31日目に当たる日まで	ピーク時に旅行を開始する場合： 旅行代金の10%（5万円を上限） ピーク時以外に旅行を開始する場合： 無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日目を降15日目に当たる日まで	旅行代金が50万円以上：10万円 旅行代金が30万円以上50万円未満： 5万円 旅行代金が15万円以上30万円未満： 3万円 旅行代金が10万円以上15万円未満： 2万円 旅行代金が10万円未満： 旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日目に当たる日以降3日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日・前日及び当日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

*注1：「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

*注2：上記表内の「旅行代金」とは第8項の「基準旅行代金」をいいます。

*注3：旅行契約成立後に“コース”又は出発日を変更される場合も上記取消料の対象となります。

*注4：当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消料の場合も上記取消料をいただきます。

2. お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- (1) 第13項に基づき契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第24項の表左欄に掲げるもの、その他重量なものであるときに限ります。
- (2) 第14項1.の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (4) 当社らがおお客様に対し、第6項に定める期日までに、最終旅行日程表をお渡ししなかったとき

- (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (6) 当社は、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差引いた残額を払戻します。（取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。）また本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の全額を払戻します。
- (7) 開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (8) お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は本項(1)(2)の取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、違約料等を差し引いた金額を払い戻します。

16. 当社の解除権 旅行開始前の解除

- 1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - (2) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - (3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - (4) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (5) お客様の人数が各コースに記載した最少催行人員に達しなかったとき。

この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（第15項1.の*注1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - (6) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - (7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (8) 上記7.の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消になられるときは、第15項(1)(2)に定める取消料が必要となります。

(9) お客様が第3項8. から10. に該当することが判明したとき。

2. お客様が第7項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第15項1. に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- また本項1. により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻いたします。

17. 当社の解除権 旅行開始後の解除

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- (1) お客様が病気、必要な介助者の不在その他事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (2) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - (4) 上記3. の一例として日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になったとき
2. 当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

18. 旅行代金の払い戻し

当社は、第14項の規定により旅行代金が減額された場合又は第15、16、17項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額に払い戻します。但し、第17項1. において旅行契約が解除されたときには、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

19. 契約解除後の復路手配

当社は、第17項の1. の1. 又は3. の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときはお客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

20. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

21. 添乗員

1. 添乗員同行の有無はパンフレットに明示いたします。
2. 添乗員の同行する旅行にあつては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあつては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
3. 添乗員が同行しない旅行にあつては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
4. 添乗員その他の者の業務は原則として8時から20時までとします。

22. 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項1. の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときはこの限りではありません。
 - [1] 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - [2] 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - [3] 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - [4] 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - [5] 自由行動中の事故
 - [6] 食中毒
 - [7] 盗難
 - [8] 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
 - [9] その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

3. 当社は、手荷物について生じた本項1. の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対し通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（但し、一個又は一対についての限度は10万円。当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

23. 特別補償

1. 当社は第22項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりその生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円を支払います。携行品にかかる損害補償金（15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。
2. 当社が第22項1. の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
3. 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行（オプションツアー）のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
4. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングラライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1. の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

24. 旅程保証

1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の[1]、[2]、[3]に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項1. の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

[1] 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

[2] 第15項及び第17項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

[3] パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

2. 当社が支払うべき変更補償の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、第8項の「基準旅行代金」となります。
3. 当社が、本項1.の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第22項1.の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額とを支払います。
4. 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。）	1. 0	2. 0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
6. 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便または本邦外から本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0
<p>注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合はいいます。</p> <p>注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」を読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。</p> <p>注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>注5 第4号又は第7号もしくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。</p> <p>注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。</p> <p>注7 現地旅行会社等が実施するオプションルツアーは旅程保証の対象とはなりません。</p>		

25. お客様の責任

1. お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

26. お客様の交代

1. お客様は当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料（お一人様につき10,000円）とともに当社らに提出していただきます。（既に航空券を発行している場合には、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）
2. 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとし、尚、当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交代に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

27. お客様が出発までに実施する事項

1. 旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。）
 - （1）旅券（パスポート）：旅行参加には、パンフレット記載の残存有効期間を満たす旅券が必要です。
 - （2）査証（ビザ）：旅行参加には、パンフレット記載の国の査証が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。但し、当社らは所定の料金を申し受け、別途契約（渡航手続代行契約）として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
2. 保健衛生について 渡航先（国又は地域）の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報情報ホームページ」（<http://www.forth.go.jp>）でご確認ください。
3. 海外危険情報について 渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。外務省「外務省海外安全ホームページ」（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）にてご確認ください。

28. 個人情報の取扱いについて

1. ららぽーとエージェンシー株式会社（以下「当社」といいます。）は、ご提供いただいた個人情報について、1. お客様との間の連絡のため、2. 旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3. 旅行に関する諸手続きのため、4. 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5. 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6. 旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、7. アンケートのお願いのために利用させていただきます。
2. 上記2. 3. の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、パスポート番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、大使館、出入国管理官に書類又はデータにより提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。
3. 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
4. お客様は、当社の保有する個人データに対して、開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。
5. 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

29. その他

1. 海外旅行保険

病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払いを受けることは大変困難なため、ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

2. お買いもの案内

お客様の便宜を図るため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがございますが、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払戻がある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、土産店・空港で手続き方法をご確認の上、お客様自身の責任で行って下さい。ワシントン条約又は諸法令により外国からの持ち出し及び日本への持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

3. マイレージサービス

航空会社のマイレージサービスに関わるお問い合わせ登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第2 2項1. ならびに第2 4項1. の責任を負いません。

(注) 第2 2項当社の責任及び免責事項、第2 4項旅程保証

4. 事故等のお申出

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。

(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい。)

5. 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している出発空港（国内線の特別料金設定のあるコースで当社が承諾し国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港）を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。

6. 当社らはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

31. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。

32. ご旅行条件

この旅行条件は、2019年10月01日を基準としています。

旅行手配

ららぽーとエージェンシー株式会社

東京都中央区日本橋浜町2丁目31番地1号

TEL: 03-5643-7050

総合旅行業務取扱管理者 林 丈夫

観光庁長官登録旅行業第1073号

日本旅行業協会（JATA）正会員

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での責任者です。ご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。